国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）

国土交通省

- 大都市の業務中枢拠点において、世界水準のビジネス機能・居住機能を集積し、国際的な投資と人材を呼び込むためには、我が国、大都市の災害に対する脆弱性を克服していくことが必要
- 災害に対する対応力の強化として、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区（BCD：Business Continuity District）の構築が重要
- 特定都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画に基づくエネルギー導管等を、業務中枢拠点に広く整備が必要なインフラとして本格的に整備する観点から、国際競争拠点都市整備事業として支援

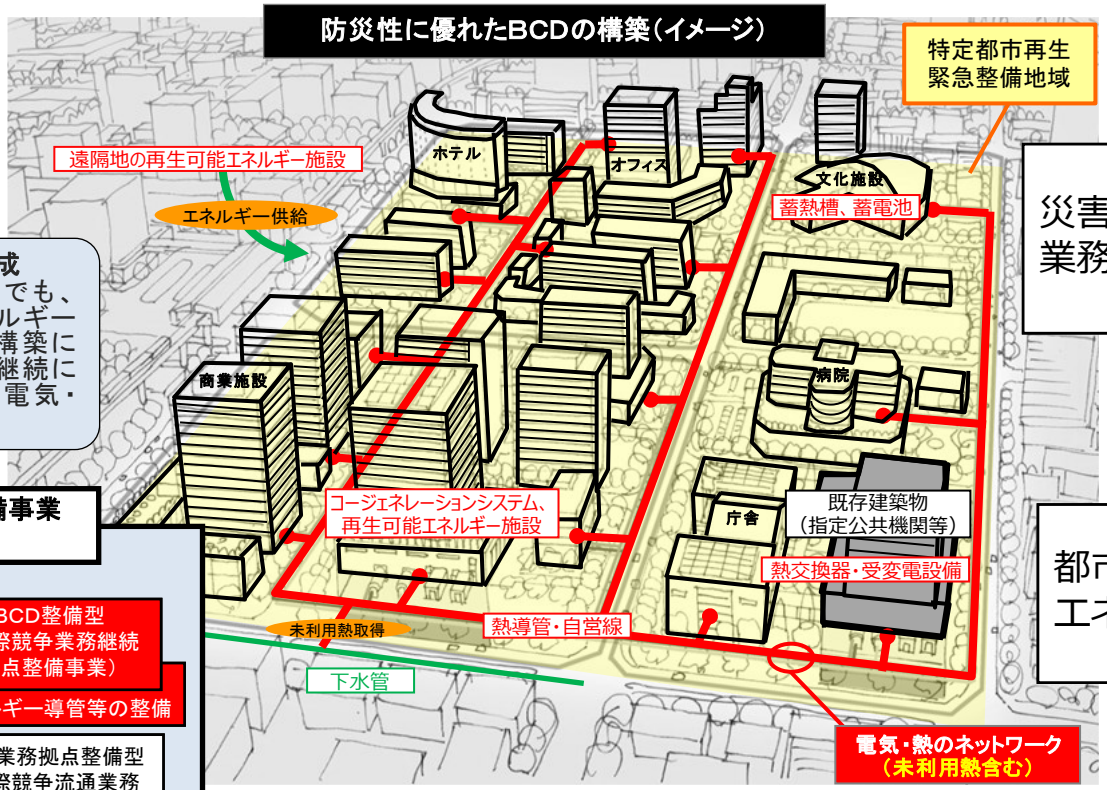

高度な防災拠点の形成
大規模地震発生時でも、自立・分散型のエネルギー供給ネットワークの構築により、各ビルの業務継続に必要なエネルギー（電気・熱）を確保

災害に対する対応力の強化として
業務継続地区（BCD）の構築が重要

都市再生安全確保計画に基づく
エネルギー導管等の整備を支援

国際競争拠点都市整備事業（ハード整備等）

○支援メニュー

公共公益施設整備型
- ○道路の新設又は改築
- ○鉄道施設の建設又は改良
- ○バスターミナルの整備
- ○鉄道駅周辺施設の整備
- ○市街地再開発事業
- ○土地区画整理事業
- ○BRTの整備

BCD整備型（国際競争業務継続拠点整備事業）
- ○エネルギー導管等の整備

流通業務拠点整備型（国際競争流通業務拠点整備事業）
- ○大規模流通業務施設等の整備

国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）

国土交通省

主な補助要件

以下を全て満たす事業
- 特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域で実施される事業
- 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に位置づけられた事業
- 災害時の供給先に災害発生時の対応の拠点となる施設※1を含む地区で実施される事業
- エネルギーマネジメントシステムによりエネルギーの使用の合理化が図られる事業
- 道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的にエネルギー導管の整備を行う事業、
  又は、既存建築物を更新・改修する際に既存のエネルギーネットワークに接続する場合、導管等整備を目的として公共空間の改編を要しない事業

※1 災害対策基本法に規定する指定公共機関（指定地方公共機関を含む）の施設、災害拠点病院、一時滞在施設

補助対象、補助事業者及び補助率

事業名称	整備計画事業調査	エネルギー導管等整備事業
補助対象	エネルギー導管等整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用	・エネルギー導管（熱導管、自営線、未利用熱を取得する導管） ・エネルギー貯留施設（蓄熱槽、蓄電池） ・エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設※2、コージェネレーションシステム等） ・既存の指定公共機関等の施設へエネルギー導管を接続するために必要となる設備（熱交換器、受変電設備） ・都市再生特別措置法に基づく脱炭素都市再生整備事業に係る計画として国土交通大臣認定を受けた事業かつその他一定の要件を満たす場合は高度なエネルギーマネジメントシステム ・上記の付帯施設の整備に要する経費 ※2 特定都市再生緊急整備地域内に再生可能エネルギー等を供給するための施設を特定都市再生緊急整備地域外に整備する場合も補助対象とする
補助事業者	地方公共団体、法律に基づく協議会（直接補助）	地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会（直接補助）※3、 民間事業者等（直接補助、間接補助）※4※5
補助率	１／２	２／５

※3 原則として、国は各年度において地方公共団体が補助する事業に対して、予算の範囲内で補助するものとする
※4 民間事業者等への直接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%
※5 民間事業者等への間接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%の3分の2

限度額

エネルギー導管等整備事業については、１事業計画当たりの国費交付上限額を２０億円とする